

萩市いじめ防止基本方針

平成26年3月
萩市
(最終改定 令和7年4月)

萩市いじめ防止基本方針（概要）

1 本方針の趣旨

いじめの根絶に向けて、「いじめ防止対策推進法（以下「推進法」という）」に定めるいじめの禁止・関係者の責務等を踏まえ、市、学校、家庭、地域、関係機関が連携して取り組むべき具体的な内容を明らかにし、いじめの防止等の対策の実効的な取組を推進する。

2 本方針の構成

第1 いじめの防止等に係る考え方

いじめの定義、いじめの対応に係る基本的な考え方、市が果たすべき役割、学校が果たすべき役割を示した。

第2 いじめの防止等のための具体的な取組

「未然防止（いじめの予防）」「早期発見（把握しにくいいじめへの対応）」「早期対応（現に起こっているいじめへの対応）」「重大事態への対応（生命、心身または財産に重大な被害が生じたいじめへの対応）」の4点の対応の視点から、学校における組織的ないじめ対策について、具体的かつ実効的な内容を示した。

3 本方針における対策のポイント

○ 「萩市いじめ問題対策連絡協議会」の設置

子ども相談・支援室を中核として関係機関を含めた「萩市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめに対する意識の共有や更なる連携強化を図る。また、本方針の評価・検証・改善に資する取組を行う。

○ 「学校いじめ防止基本方針」の策定

各学校において、取組が計画的かつ具体的に進むよう、「学校いじめ防止基本方針」を策定する。また、学校ウェブサイト等を通じて、広く周知する。

○ 「いじめ対策委員会」の設置

各学校において、いじめ対策の中核となる「いじめ対策委員会」を設置し、学校基本方針の下、SC・SSW等の専門家や外部人材を積極的に活用しながら、いじめ問題に組織的に対応する。

○ 4点の視点からの具体的な対応

「未然防止（いじめの予防）」「早期発見（把握しにくいいじめへの対応）」「早期対応（現に起こっているいじめへの対応）」「重大事態への対応（生命、心身または財産に重大な被害が生じたいじめへの対応）」の4点の対応の視点から、いじめの根絶に向けた対応策等について、具体的かつ組織的な取組の徹底を図る。また、市、学校、家庭、地域、関係機関との連携を推進する。

○ 萩市いじめ問題調査委員会の設置

当該事案が重大事態であると判断したときは、調査委員会を設置し、事実関係について調査するとともに、真摯に事実に向き合い、適切に児童生徒・保護者に情報を提供する。

目 次

はじめに

第Ⅰ いじめの防止等に係る考え方

- 1 いじめとは 1
 - (1) いじめの定義
 - (2) いじめの構造、特徴

- 2 いじめ防止等に関する基本的な考え方 3
 - (1) いじめの防止
 - (2) 地域、家庭、学校が一体となった取組の推進
 - (3) 対応の視点

- 3 いじめの防止等のために市が果たすべき役割 4
 - (1) いじめ防止等に係る施策の推進
 - (2) 萩市いじめ問題対策連絡協議会の設置
【萩市いじめ問題対策連絡協議会構成】

- 4 いじめの防止等のために学校が実施すべき事項 5
 - (1) 学校における基本姿勢
 - (2) 学校が実施すべき事項
 - (3) 「いじめ対策委員会」による組織的取組
【「いじめ対策委員会」指導体制図（例）】
 - (4) 学校評価による評価・検証・改善

第Ⅱ 学校におけるいじめの防止等のための具体的な事項

- 1 未然防止【いじめの予防】 8
 - (1) 生徒指導・教育相談の充実・強化
 - (2) 学校の教育活動を通じた取組
 - (3) 家庭・地域との連携

2 早期発見【把握しにくいいじめへの対応】	9
(1) 校内指導体制の確立	
(2) いじめの早期発見に向けた具体的な取組	
(3) 家庭・地域との連携	
3 早期対応【現に起こっているいじめへの対応】	11
(1) 早期対応に係る学校の体制づくり	
(2) 対応する上での留意点	
(3) 教育相談の在り方	
(4) インターネットや携帯電話を利用したインターネット上のいじめの対応	
(5) 保護者への対応	
(6) 地域・関係機関との連携	
(7) いじめの解消について	
4 重大事態への対応	
【生命、心身または財産に重大な被害が生じたいじめへの対応】	15
(1) 重大事態の判断	
(2) 重大事態に対する平時からの備え	
(3) 重大事態への対応	
(4) 自殺の背景調査について	
(5) 留意すべき事項	

第Ⅲ その他

参考資料等	18
○ 組織的ないじめ対応イメージ	資料1
○ 学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント	資料2
○ 重大事態対応フロー図	資料3
○ いじめ対応の流れ等	資料4 (別添)

はじめに

- いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるなど著しく人権を侵害する行為につながるものである。
- 学校教育活動を通し、児童生徒一人ひとりの人権を大切にす教育の推進が強く求められている。
- 全教職員が一丸となっていじめへの対応を行っていくことが大切である。
- いじめ根絶に向けて、地域、家庭、学校等の関係者が一体となった取組が必要である。
- 本方針は、「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という）を踏まえた上で、「未然防止（いじめの予防）」「早期発見（把握しにくいいじめへの対応）」「早期対応（現に起こっているいじめへの対応）」「重大事態への対応（生命、心身または財産に重大な被害が生じたいじめへの対応）」の4点の対応の視点から、総合的かつ効果的ないじめの防止等の取組を推進するとともに、市、学校、家庭、地域、関係機関が一層連携を密にし、社会総がかりでいじめの防止・根絶に向けた取組を実効的に進めていくために策定したものである。

第Ⅰ いじめの防止等に係る考え方

1 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、いじめの判断、認知等については、以下に示す、国の基本方針（いじめの定義）に基づき行うこととする。

国のいじめ防止基本方針（いじめの定義）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えば、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織と情報共有する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮をしたうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

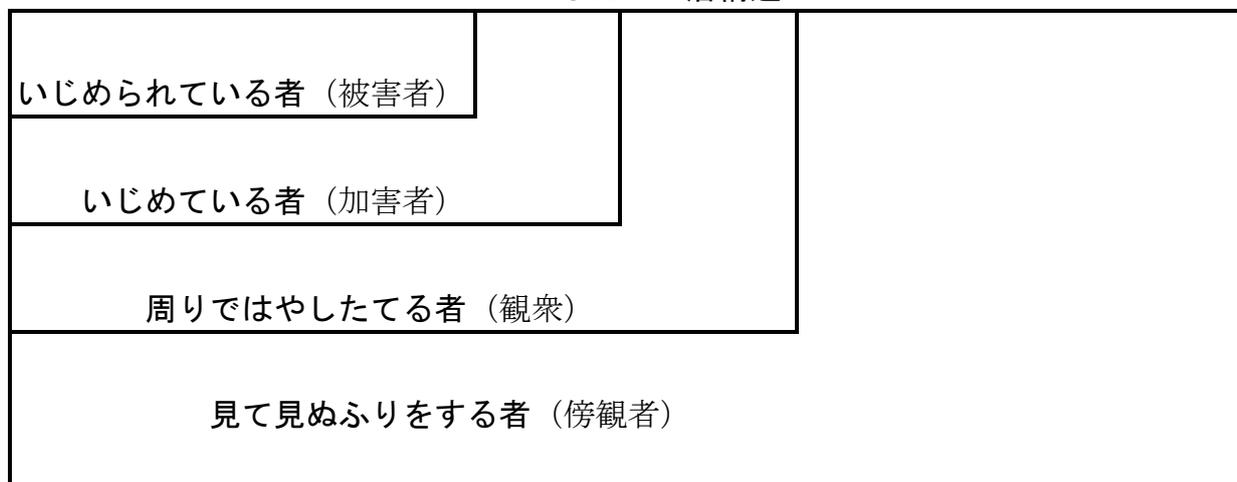
(2) いじめの構造、特徴

○ いじめは、「どの子にも、どの学校にも起こりうる」との認識をもつことが重要である。

- ・ いじめる児童生徒といじめられる児童生徒は、入れ替わりながら被害も加害も経験している。
- ・ 暴力を伴わないいじめであっても、いじめに軽重をつけることなく丁寧に対応することが重要である。

- いじめは「四層構造」となっていることを念頭に置き、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。
 - ・ いじめを受けている児童生徒から見れば、周りではやしたてる児童生徒（観衆）も見て見ぬふりをする児童生徒（傍観者）も「いじめている人」に見える。

いじめの四層構造



2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

- 「児童等は、いじめを行ってはならない。」（推進法第4条）
- いじめは人権問題であるとの認識の下、「山口県人権推進指針」が示す、「じゅう」（自由）、「びょうどう」（平等）、「いのち」（生命）をキーワードとする人権に関する取組の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を展開する。

(2) 地域、家庭、学校が一体となった取組の推進

- いじめの問題への対応は、一人ひとりの人権が尊重されるいじめ等のない心豊かな社会づくりに寄与するものである。
- 関係者が一体となったいじめの根絶に向けた継続的な取組を、社会総がかりで更に加速させる必要がある。

(3) 対応の視点

- いじめは、「どの子にも、どの学校にも起こりうる」との認識の下、全教職員はもとより、家庭・地域との連携を密にして、以下の4点を対応の視点として、いじめ問題への取組を推進する。
 - ・ 未然防止【いじめの予防】
 - ・ 早期発見【把握しにくいいじめへの対応】
 - ・ 早期対応【現に起こっているいじめへの対応】
 - ・ 重大事態への対応【生命、心身または財産に重大な被害が生じたいじめへの対応】

3 いじめの防止等のために市が果たすべき役割

(1) いじめ防止等に係る施策の推進

- いじめの防止等のための対策に従事する人材の育成と確保に努める。
- いじめは人権課題であるとの認識の下、いじめの正しい理解の周知・啓発、未然防止、対応等、教職員の資質能力の向上に向けた研修等の充実を図る。
- 相談窓口の周知、多様な専門家の活用、関係機関と連携した取組等、支援体制の拡充に努める。
- インターネットや携帯電話を利用したいじめに対して、児童生徒を対象とした情報モラル教育を充実させるとともに、保護者等を対象とした啓発を推進する。
- 重大事態への対応など、必要に応じて調査委員会を設置することのできる体制の整備・拡充を図る。
- 市内のいじめに関する調査等を実施し、その検証・評価を踏まえ、施策に反映させる。

(2) 萩市いじめ問題対策連絡協議会の設置

- 推進法第14条の趣旨を踏まえ、学識経験者、心理や福祉の専門家、学校関係者、市教委、県警、児童相談所、市長部局関係課からなる「萩市いじめ問題対策連絡協議会」（以下、「協議会」という）を設置する。
- 協議会は、いじめ等の根絶を期し、その実態を把握しながら適切な対応をとることを目的として、関係諸機関との連携及び情報交換、学校・家庭・地域への啓発活動、その他いじめ等に係る対策事業を行う。
- 協議会は、萩市いじめ防止基本方針が実態に即して機能しているかを検証し、必要に応じて見直しを図る。
- 協議会は、年間2回開催するが、重大事案が発生した場合は、これ以外に緊急に開催する。
- 協議会は、子ども相談・支援室会議を兼ねる。
- 協議会の庶務は、萩市教育委員会学校教育課が行う。

【萩市いじめ問題対策連絡協議会構成】

《萩市いじめ問題対策連絡協議会》

子ども相談・支援室会議

- 萩市教育委員会 教育長
- 萩市教育委員会学校教育課 課長
- 萩市教育委員会学校教育課 主幹または課長補佐（子ども相談・支援室 室長）
- 萩市教育委員会学校教育課 指導主事（子ども相談・支援室 室長補佐）
- 子ども相談・支援室 相談員
- 萩輝きスクール 相談員
- 子ども相談・支援室 派遣臨床心理士（萩市教育委員会委嘱）
- 子ども相談・支援室 派遣精神保健福祉士（萩市教育委員会委嘱）
- 萩市教育委員会文化・生涯学習課
- 萩市子育て支援課
- 萩市子どもセンター
- 少年安全サポーター（山口県警察本部少年課 萩市教育委員会派遣）

- 萩市小学校校長会長
- 萩市中学校校長会長
- 児童相談所所長
- 山口地方法務局萩支局長
- 萩人権擁護委員協議会会長
- 萩市PTA連合会会長

4 いじめの防止等のために学校が実施すべき事項

(1) 学校における基本姿勢

- 学校は、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「いじめ対策委員会」を中核として、協力体制を確立し、学校の実態に応じて、いじめ防止等について体系的・計画的かつ具体的な取組を推進する。
- いじめは、未然防止の取組が極めて重要であり、道徳教育や人権教育、そのほか健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進していく。
- 児童生徒の些細な変化に対して、「背景にいじめがあるのではないか」との危機意識をもちながら、早期発見・早期対応に努める。
- 一旦いじめであると認知された場合は、全校体制で適切・丁寧な指導・支援を行い、いじめが確実に解消するまで、粘り強く対応しなければならない。

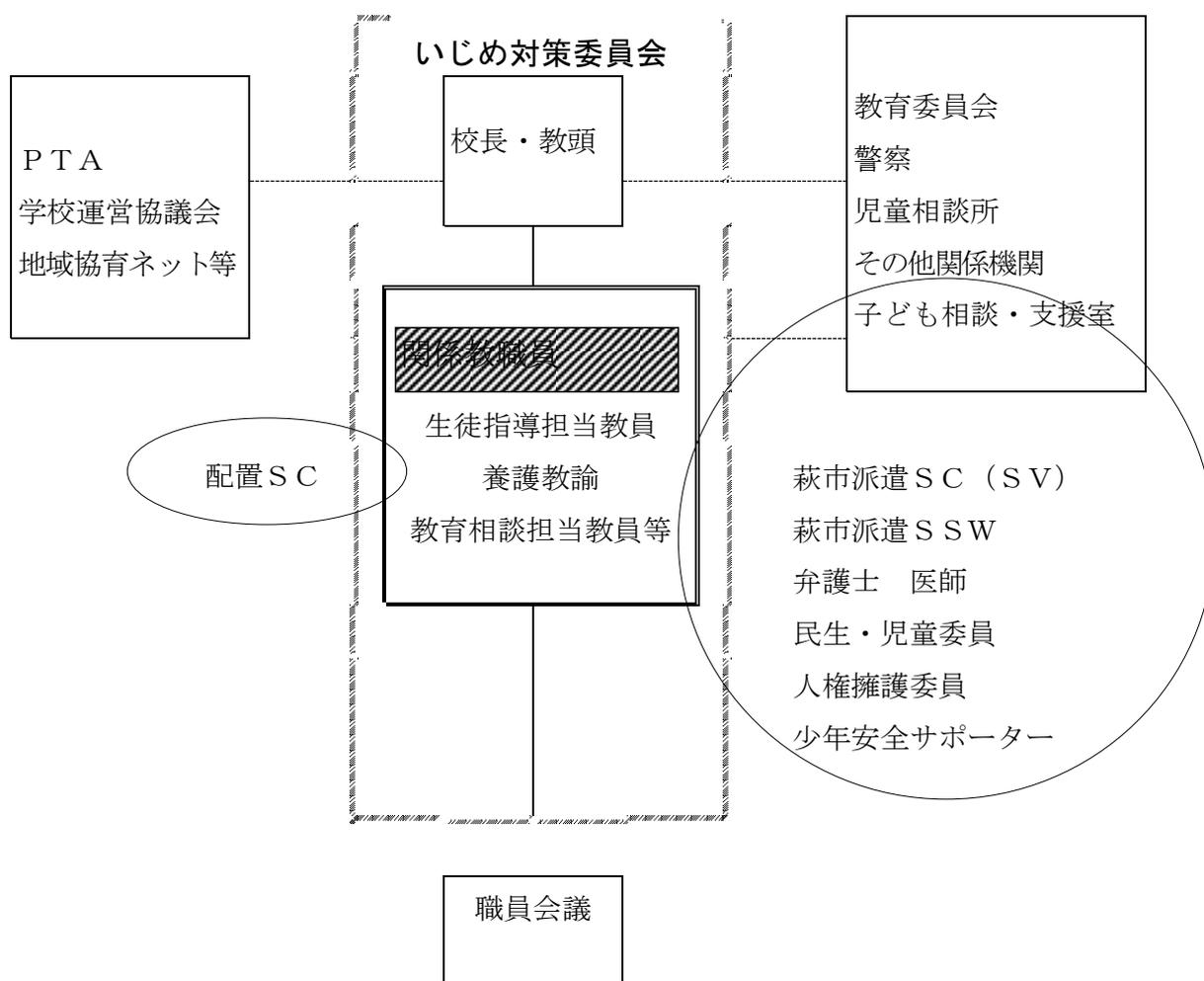
(2) 学校が実施すべき事項

- 学校は、いじめ防止等の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、法が定める「学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という）を策定する。
- 学校基本方針の策定に際し、PTAや学校運営協議会等から意見を聴取するとともに、児童生徒の思いや考えを取り入れる必要がある。
- 策定した学校基本方針は、学校だよりやホームページなどで公開することにより、保護者や地域住民が容易に確認できるようにするとともに、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者等に説明を行う。
- 学校は、国の基本方針が定める「いじめ対策組織」として、「いじめ対策委員会」を置くこととし、管理職、複数の教職員、スクールカウンセラー（以下、SC）やスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）、地域や学校等の関係者により構成する。
- いじめの実態把握や組織的な対応が図られるためにも、学校評価や教職員評価等を活用し、学校や教職員の適切な目標設定、達成状況の評価等、学校経営や指導方法の改善に資する。
- 教職員が児童生徒と向き合う時間を確保する。
- いじめは、著しく人権を侵害する行為につながるおそれがあり、「いじめは人間として、絶対に許されない」という意識を徹底するとともに、互いの人格を尊重した言動ができるよう、人権教育に取り組む。
- 学校の教育活動全体を通じた豊かな心を育む教育を推進する。
- いじめの根絶に向けて、児童会・生徒会活動等、児童生徒の主体的な取組を推進する。
- 小・中・高等学校等、切れ目のない生徒指導・教育相談体制の充実・強化を推進する。

(3) 「いじめ対策委員会」による組織的取組

- 学校においては、「いじめ対策委員会」を設置し、学校基本方針に基づくいじめの防止等に係る取組について PDCA サイクルによる日常的な評価・検証等を行い、より実効性ある取組となるよう恒常的に改善を図る。
- いじめ対策委員会の構成員については、既存の「生徒指導部会」等の組織を活用できることとする。
- いじめ対策委員会には、必要に応じて心理や福祉の専門家等を参加させることができる。
- 学校においては、素早く全教職員へ情報共有が図られる体制づくりを行う。

【「いじめ対策委員会」指導体制図（例）】



(4) 学校評価による評価・検証・改善

- 「学校基本方針」に基づく取組の実施状況を学校の評価項目に位置付ける。「学校基本方針」において、いじめ防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・早期対応のマニュアルの実行、定期的かつ必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組を検証し、改善を図る。

第Ⅱ 学校におけるいじめの防止等のための具体的な事項

1 未然防止【いじめの予防】

(1) 生徒指導・教育相談の充実・強化

- いじめの問題を解消するために、発達支持的な生徒指導を推進する。
 - ア 教職員の資質能力の向上
 - ・ 積極的に年に複数回、SCやSSWなどの専門家とともに、いじめの問題に関する校内研修会（事例研究、教育相談等）を実施する。
 - ・ 教職員自身が人権意識を高め、体罰や言葉による暴力を絶対に行わない。
 - イ 児童生徒の行動観察
 - ・ 給食（昼食）時、休憩時間、清掃活動等、できるだけ児童生徒とふれあう機会を増やし、児童生徒の行動を観察すると同時に、信頼関係をつくる。
 - ウ 児童生徒理解
 - ・ 生活ノート、生活アンケート、「Fit」、客観テスト等を通して、児童生徒理解に努める。
 - エ 生徒指導部会の在り方
 - ・ 問題行動等の報告・対応のみにとらわれず、各分掌・各学年と情報共有し、「チーム学校」で、いじめの問題に対する取組等の検証・改善を図る場とする。
 - オ 教育相談の充実
 - ・ すべての児童生徒の能力を最大限に発揮できるように、GHP（グローイング・ハート・プロジェクト）や中学0年生・高校0年生事業を活用し、開発的な援助の機能を重視する。

(2) 学校の教育活動を通じた取組

- 互いの人権の大切さに気付く豊かな感性を育み、一人ひとりの存在を認め合い、互いに個性を尊重できるよう、学校の教育活動を推進する。
- 多様な体験活動を通して、コミュニケーション能力や人間関係調整力等を育成し、児童生徒一人ひとりが、安心して楽しく学ぶことができる環境づくりを推進する。
- いじめの防止・解決に向け、学級会や専門委員会などの機会を効果的に活用し、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。

指導に当たっては、発達の段階に応じて、いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないことや、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

(3) 家庭・地域との連携

- 日頃から、いじめの問題に対する学校の姿勢を機会あるごとに家庭・地域社会に示し、緊密な連携の上に、いじめに対して協働して解決を図っていく。
- 家庭・地域社会から寄せられるいじめ等の情報に対し、被害児童生徒および保護者に寄り添い、誠意のある対応を行う。
- 異校種間の情報共有や児童生徒への切れ目ない支援体制の構築等が重要であるため、校種間連携の一層の促進に努める。
- いじめの未然防止のための授業（「いじめとは何か。いじめはなぜ許されないのか。」等）を、学校いじめ対策組織の構成員である教職員が講師を務め実施するなど、学校いじめ対策組織の存在及び活動が児童生徒に容易に認識される取組を行うよう努める。
- 発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者をもつ児童生徒などは、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- LGBTなど性的マイノリティの児童生徒に対するいじめを防止するため、性の多様性について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- 災害等で被災し、避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

上記児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

2 早期発見【把握しにくいいじめへの対応】

いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の3つのレベルに分類する。

【レベル1】日常的衝突としてのいじめ

社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

【レベル2】教育課題としてのいじめ

児童生徒間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった（ある）もの。

【レベル3】重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又はいじめに起因して児童生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」に至る可能性のあるもの。

また、「いじり」と言われる行為について、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。そのため、「いじり」の背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

・「いじり」は、本人が否定せず、笑って相手に合わせていたとしても、いじめの可能性があることに、教職員は敏感でなければならない。いじめのつもりはなくても、受けた側が苦痛を感じれば、「いじり」や「からかい」もいじめだという認識をもつこと。

・しばしばいじられている児童生徒について、教職員・保護者で情報を共有し、家庭と連携し、組織的かつ適切な対応を行うこと。

・行き過ぎた「いじり」には、その都度教職員が介入し、適切な指導を行うこと。

(1) 校内指導体制の確立

- 生徒指導主任、学年主任、保健主任だけでなく、すべての教職員が関わる連携体制を確立して、児童生徒の多面的・多角的な情報収集・実態把握に努め、情報共有を図る。
- 教育相談担当教諭・養護教諭をいじめ対策委員会に加えるなど、校務分掌上適切に位置付け、躊躇することなく、SCやSSW等の専門家と緊密な連携を図る。
- 学校における様々な取組をいじめの防止等の視点から捉え直し、いじめ対策組織が主体的かつ機動的な組織となるよう、位置付ける。

(2) いじめの早期発見に向けた具体的な取組

- 児童生徒や保護者・地域等に、全教職員が「いじめは人間として絶対に許されない行為である」「いじめられている児童生徒を必ず守り通す」といった、毅然とした姿勢を日頃から示しておく。
- 児童生徒との信頼関係に基づき、心の教育を推進し、指導の徹底を図る。
 - ・ 日常の行動観察や日記のやりとり、生活アンケートや「Fit」の実施を通して、児童生徒の内面の変化をとらえ、個別の教育相談を実施する。

- ・ いじめが潜在化、偽装化していることから、日常の対話や遊びなどを通して、児童生徒が発するサインを鋭くキャッチする。
 - ・ 1日の時程表を見直すなどして、児童生徒とのふれあいの時間を確保する。
 - ・ 平素から、児童生徒に寄り添い、些細なことでも相談しやすい環境づくりに心掛けるとともに、日常的に機会をとらえて声かけを行う。
 - ・ 他の児童生徒のことを気にすることなく、落ち着いた雰囲気の中で相談できるように教育相談室等の活用を図る。
- アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、迅速に対応することを徹底する。

(3) 家庭・地域との連携

- 保護者懇談会等においては、開催時間や開催場所を見直し、多くの保護者が参加しやすいように工夫する。
- 学校評価等を活用し、保護者の生の声を課題把握に生かし、学校及び組織の活性化を図る。
- 地域行事や各種の催事などにおいて児童生徒の積極的な参加を促す。

3 早期対応【現に起こっているいじめへの対応】

(1) 早期対応に係る学校の体制づくり

学校として、「学校基本方針」やマニュアル等において、いじめの情報 共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく必要がある。これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気付きを共有して早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。

また、必要に応じて、弁護士、医師、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等、外部専門家との連携も検討する。

- 児童生徒からいじめ（疑いを含む）に係る情報の報告・相談があったときに、学校が当該事案に対して速やかに具体的な行動をとらなければ、児童生徒は「報告・相談しても何もしてくれない」と思い、今後、いじめに係る情報の報告・相談を行わなくなる可能性がある。このため、いじめに係る情報が寄せられたときは、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげる必要がある。
- 特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。

- いじめ対策委員会にＳＣやＳＳＷ等の専門家を加え、迅速・的確かつ組織的な対応を行う。必要に応じて、関係機関との連携も検討する。
- いじめは、担任や教科担当、部活動顧問等、担当教職員が一人で事案を抱え込むことなく、学校として情報の共有等を基に、いじめ対策委員会を中核として、全校体制でいじめの解消に向けた取組を推進していく。

(2) 対応する上での留意点

- いじめられている児童生徒への対応
 - ・ 「絶対に守り通す」という姿勢を示し、全教職員で支えることを約束する。
 - ・ 本人の要望等を聴き取りながら、学校生活の様々な場面で、自信を回復させ、精神を安定させていくことに努める。
- いじめている児童生徒への指導
 - ・ 当事者だけでなく周りの児童生徒からも詳しく事情を聴き、実態をできる限り正確に把握する。
 - ・ 自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ、内省を促す。「説得より納得」が重要である。
 - ・ 叱責や注意ばかりでなく、なぜそのような行為に走らざるを得なかったかという背景についても、本人の話に十分耳を傾け、心情をくみとる。
- 周りの児童生徒（観衆・傍観者）への指導
 - ・ 周りではやし立てる観衆・知らん顔をしている傍観者への指導が、いじめ問題の解決に向けて極めて重要である。
 - ・ もし、いじめを見たら、制止するか、それができなくても教職員に申し出るように働きかけていく。このような中で、いじめを報告してきた児童生徒があれば、その勇気と態度を称賛し、その後、これを言ったためにその児童生徒が仕返しを受けないように、秘密を厳守するなどの配慮が必要である。
- 臨時保護者会の開催
 - ・ 必要に応じて、臨時の保護者会を開催するなど、当該いじめ行為の概要や対応方針等の説明、根絶に向けた協力依頼等を行う。
- いじめのアフターケア
 - ・ 一旦「いじめがなくなった」ように見えても、さらに偽装化・陰湿化して、いじめが継続している場合もあるため、いじめを「やめること」と「なくなること」は違うとの認識が重要である。

(3) 教育相談の在り方

- いじめられている児童生徒の心のケア、いじめている児童生徒の内省を促す支援等については、教育相談機能の充実が不可欠である。
- 教職員の教育相談に係る資質能力の向上を図るとともに、臨床心理に関して専門的な知識・技能を有するＳＣと連携した個別支援を行う。

- 保護者の虐待や養育の不十分さ、経済的問題等に起因して、児童生徒がいじめ行為に至ることもあるため、福祉の専門家であるSSWによる家庭支援を積極的に進める。
- いじめられている児童生徒に対しては、精神的に安定し自信をもつことができるよう、児童生徒の抱える辛さや苦しさに全面的に共感し、寄り添う。
- いじめている児童生徒に対しては、「いじめは、人間として絶対に許されない行為である」との認識に立ち、毅然とした態度で指導することが大切であるが、その動機や原因となった心理的な問題に焦点を当てた指導も必要である。

(4) インターネットや携帯電話を利用したインターネット上のいじめの対応

- インターネットや携帯電話等を通じて行われるいじめに対しては、発信された情報の高度の流通性や発信者の匿名性、非公開のSNSやコミュニケーションアプリの閉鎖性などの特性を踏まえて対応する。
- いじめを受けた児童生徒からの申し出の内容を精査する過程で、実際に掲示板やコミュニケーションアプリ上の書き込み等を確認するとともに、本文等を印刷又は写真撮影するなどして記録しておく。
- 必要に応じて地方法務局、やまぐち総合教育支援センター配置のネットアドバイザー、少年安全サポーター等に相談し、指導助言に基づいた対応を行う。
- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を確認した上で、掲示板管理者等への情報の削除依頼、当該児童生徒への情報削除の指導等、具体的対応を速やかに行い、被害の拡大を最小限に抑える。
- インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求罪の対象となり得る。学校の設置者及び学校は、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

(5) 保護者への対応

- いじめられている児童生徒の保護者への対応
 - ・ 速やかに保護者との面談の時間を設定し、保護者の思いを傾聴する。教職員が保護者と一緒に考え、児童生徒のためにいじめを解決していく姿勢を示す。
 - ・ 積極的にSCやSSWと連携する。
 - ・ いじめの全容の解明に努め、時間はかかっても、より正確な事実の確認に基づいた保護者への説明を行う。学校として不都合な事実があっても、知り得た情報等を丁寧に提供していく。
- いじめている児童生徒の保護者への対応
 - ・ 積極的にSCやSSWと連携する。特に、いじめている児童生徒・保護者がいじめの事実を認めない場合や、保護者が第三者の同席を望む場合など、人権擁護委員、少年安全サポーター等とも連携した支援を行う。
 - ・ 正確な事実を確認することに心掛け、憶測は避ける。
 - ・ 苦慮している保護者の心情に寄り添い、児童生徒のよりよい成長のために協力を依頼する。

- 臨時保護者会を開催する場合の留意点
 - ・ 誤った情報や不正確な憶測が広がらないよう、学校が直接説明を行い、保護者の理解を得るとともに、再発を防止することを目的として開催する。
 - ・ 開催にあたっては、いじめられている児童生徒・保護者の心情に寄り添い、最大限意向を尊重する。
 - ・ 学校としての責任を明らかにし、非は非として心より謝罪する。
 - ・ プライバシーや個人情報の保護には十分留意する。

(6) 地域・関係機関との連携

- 学校と地域との連携
 - ・ 開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域からの積極的な協力を得る。
 - ・ いじめに関する連絡・情報があったときは、迅速に事実関係を確認し、指導・対応の後は、情報提供者に必要な事項を報告する。
- 学校と関係機関との連携
 - ・ いじめの早期解決のため、教育相談機関等の関係機関との積極的な連携・協力をを行う。
 - ・ いじめが犯罪行為である疑いがある場合は、教育的配慮の下、所轄警察署と連携して対応する。

(7) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当な期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合には、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等

により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安心・安全を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、ひとつの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

4 重大事態への対応【生命、心身または財産に重大な被害が生じたいじめへの対応】

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月文部科学省）」により適切に対処する。

(1) 重大事態の判断

○ 次に掲げる場合を、法により「重大事態」という。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。
- 「相当の期間学校を欠席すること」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、その目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」、「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態に対する平時からの備え

- 教育委員会は学校と緊密に情報共有を行い、重大事態が発生した場合に迅速に調査を開始することができるよう、関係機関等と連携できる体制を構築する。

- 重大事態が発生した場合、法に沿った適切な対応を迅速に行うことができるよう、対応手順を明確化し、各学校に示す。

(3) 重大事態への対応

- 学校または教育委員会が重大事態であると判断したときは、教育委員会は市長へ報告する。
- 重大事態の判断は疑いを抱いた段階から対応を開始する。
- 教育委員会は、調査の主体を判断し、調査組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係るいじめの全容解明を基本姿勢として、迅速・的確かつ組織的な対応を行う。
- 学校が調査主体の場合は、いじめ対策委員会が中核となり、SCやSSWとの連携はもとより、やまぐち総合教育支援センターが派遣する学校サポートチームや必要に応じて弁護士、医師、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等の外部専門家の参加を図ることにより、中立性・公平性を確保した上で調査を行う。
- 教育委員会が調査主体の場合は、臨時の教育委員会議を行い、萩市いじめ問題調査委員会を開催する。組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保した上で調査を行う。
【調査組織の構成について、特に熟慮する可能性が高い重大事態】
 - ・ 対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態
 - ・ 対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態
 - ・ これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態
- 調査を始めるにあたっては、対象児童生徒・保護者への事前説明を行い、調査の認識のすり合わせや共通理解を図り、円滑に調査を進める。
- いじめられている児童生徒の立場に立って、いじめから守り通すため、保護者と十分に連携を図り、必要があれば児童生徒への弾力的対応を検討する。
- いじめられている児童生徒を守るため必要があれば、毅然とした厳しい対応を行う。
- 重大事態の調査においては調査委員の間で共通理解を図り、可能な限り、詳細な事実確認を行い、再発防止策の提言につなげるとともに、対象児童生徒・保護者に対して、適切に経過報告を行う。
- 教育委員会は、調査結果を市長等に報告する。
- いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係等について、個人情報に十分に留意した上で、適時・適切に説明を行う。

(4) 自殺の背景調査について

- 児童生徒の自殺という事態が起こった場合の背景調査については、文部科学省が作成した「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）に即して対応する。
- 遺族の心情に寄り添い、要望や意見等を十分に聴き取りながら、知り得た情報等を丁寧に提供していく。
- 遺族がより詳しい調査を望む場合、教育委員会又は学校は、必要に応じて、公平・中立且つ総合的に分析・評価を行う中立的な立場の調査委員会を設置する。
- 調査を実施する際は、必要に応じて、事前に子どもの自殺等に係る研修を積んでいる専門家グループ（弁護士・精神科医・臨床心理士・精神保健福祉士）を構成員として、調査等を実施する。

(5) 留意すべき事項

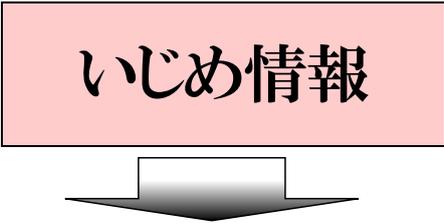
- 専門家等による調査を実施する際には、学校は、調査委員会等に積極的に資料提供する。
- アンケート調査や児童生徒への聞き取り調査等の実施の要請に対して協力し、たとえ不都合な事実があったとしても、真摯に向き合っていこうとすることが重要である。
- 調査の対応と並行して、児童生徒や保護者等の心のケアや必要な支援、関係児童生徒に対する指導及び支援に取り組み、安心・安全な学校生活を取り戻し、学校機能の回復に努めていかなければならない。

第Ⅲ その他

市は、国や県の基本方針の見直しがあったとき、あるいは、教育委員会が見直しの必要があると認めるときは、「萩市いじめ防止基本方針」をより実効性のあるものとなるように、改定する。

「いじめの防止等の対策のための組織」・・・以下、「いじめ対策委員会」という。

- 随時、指導・支援体制に修正を加え、「いじめ対策委員会」でより適切に対応する。
- 常に状況把握に努める。



① 情報を集める

- 教職員、児童生徒、保護者、地域住民、その他から「いじめ対策委員会」に情報を集める。
 - ・ いじめを発見した場合は、その場でその行為を止める

② 指導・支援体制を組む

- 「いじめ対策委員会」で指導・支援体制を組む
(学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担)

③-A 子供への指導・支援を行う

- いじめられた児童生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教員、家族、地域の人等)と連携し、寄り添い支える体制をつくる
- いじめた児童生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む
- いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える

③-B 保護者と連携する

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒(加害、被害とも)の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う

- 全ての学校は、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める
- 全ての学校は、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を設ける
 - ・ いじめへの対応は、校長を中心に協力体制を確立することが重要
 - ・ いじめに関する情報は特定の教職員が抱え込むのではなく、「いじめ対策委員会」で情報共有し組織的に対応

(1) いじめの防止のための措置

《学級担任等》

- ・ 日常的にいじめの問題についてふれ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学級全体で醸成する
- ・ はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す
- ・ 一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う

《養護教諭》

- ・ 学校保健安全委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる

《生徒指導担当教員》

- ・ いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る
- ・ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む

《管理職》

- ・ 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題についてふれ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学校全体で醸成する
- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む
- ・ 児童生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける
- ・ いじめの問題に児童生徒自らが主体的に参加する取組を推進（例えば、児童会・生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）する

(2) 早期発見のための措置

《学級担任等》

- ・ 日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ
- ・ 休み時間・放課後の児童生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する
- ・ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う

《養護教諭》

- ・ 保健室を利用する児童生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え、悩みを聞く

《生徒指導担当教員》

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む
- ・ 保健室や相談室の利用、電話相談窓口について周知する
- ・ 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子供が生活する場の異常の有無を確認する

《管理職》

- ・ 児童生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する
- ・ 学校における教育相談が、児童生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する

(3) いじめに対する措置 (※「組織的ないじめ対応イメージ 資料1」と連動)

① 情報を集める

《学級担任等、養護教諭》

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）
- ・ 児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する
- ・ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う
- ・ その際、他の児童生徒の目にふれないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う
- ・ いじめた児童生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う

《「いじめの防止等の対策のための組織」(以下、「いじめ対策委員会」)》

※ いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」をいう。当該学校の複数の教職員に加え、心理・福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などから構成されることが考えられる。なお、「複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任等から、学校の実情に応じて決定。

- ・ 教職員、児童生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める
- ・ その際、得られた情報は確実に記録に残す
- ・ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する

② 指導・支援体制を組む

《いじめ対策委員会》

- ・ 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む（学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担）
 - いじめられた児童生徒や、いじめた児童生徒への対応
 - その保護者への対応
 - 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等
- ・ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりをもつことが必要である
- ・ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める
- ・ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「いじめ対策委員会」でより適切に対応する

③-A 児童生徒への指導・支援を行う

※「いじめ対策組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う

《いじめられた児童生徒に対応する教員》

- ・ いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめられた児童生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する
- ・ いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる
- ・ いじめられている児童生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する

《いじめた児童生徒に対応する教員》

- ・ いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる
- ・ 必要に応じて、いじめた児童生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る
- ・ いじめる児童生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する
- ・ いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける
- ・ 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む

《学級担任等》

- ・ 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする
- ・ いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える
- ・ はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる

《いじめ対策委員会》

- ・ 状況に応じて、SCやSSW、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りにふれ必要な支援を行う
- ・ 指導記録等を確実に保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う

③－B 保護者と連携する

《学級担任を含む複数の教員》

- ・ 家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う
- ・ いじめられた児童生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する
- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する

《いじめの疑いに関する情報》

- 第22条「いじめ対策委員会」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会へ報告

《重大事態の発生》

- 教育委員会に重大事態の発生を報告（※教育委員会から市長等に報告）
 - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

◎教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

《学校が調査主体の場合》

教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

◇ **学校の下に、重大事態の調査組織を設置**

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ※ 第22条に基づく「いじめ対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。

◇ **調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施**

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※ 調査主体に不都合なことがあっても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

◇ **いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供**

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ アンケート結果は、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査前に、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。

◇ **調査結果を教育委員会に報告**（※教育委員会から市長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

◇ **調査結果を踏まえた必要な措置**

《教育委員会が調査主体の場合》

◇ **教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力**

重大事態対応フロー図【萩市教育委員会】

《学校からいじめの報告》

- 必要に応じ、学校に対し支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は報告事案について教育委員会自ら必要な調査を行う

《学校から重大事態発生の報告》

- 教育委員会に重大事態の発生を報告（※教育委員会から地方公共団体の長等に報告）
 - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

◎教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合
- 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合
⇒ **教育委員会において調査を実施**

《教育委員会が調査主体の場合》

◇ 教育委員会の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 教育委員会が調査主体となる場合、教育委員会の下に調査を行うための組織とする。

◇ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要である。

◇ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法で提供する。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。

◇ 調査結果を市長に報告

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

◇ 調査結果を踏まえた必要な措置

- ※ 例えば、指導主事や教育センターの専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等が考えられる。

《学校が調査主体の場合》

◇ 学校へ必要な指導及び支援、市長等への報告

- ※ 調査を実施する学校に対して必要な指導、また人的措置も含めた適切な支援を行う。またいじめを受けた児童生徒及び保護者に対する調査結果の情報の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。
- ※ 学校からの調査結果の報告を受け、市長等に報告する。

《市長等が再調査を行う場合》

◇ 調査主体の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

平成 26 年 3 月 萩市いじめ防止基本方針を策定する
平成 30 年 4 月 一部改訂
令和 7 年 4 月 一部改訂